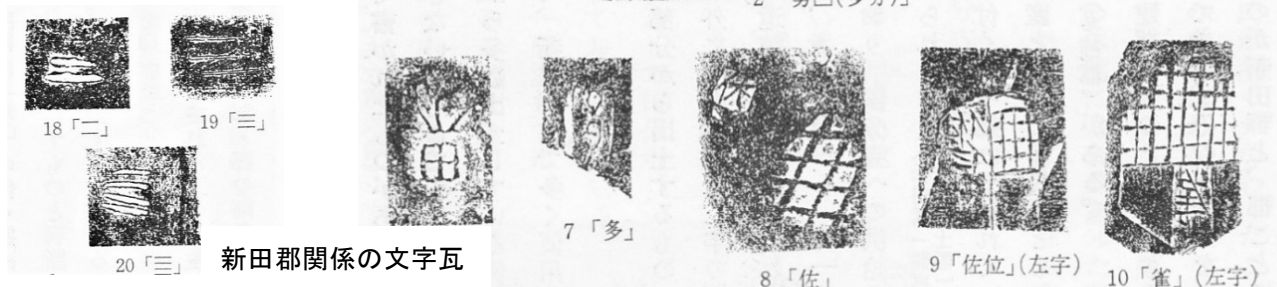
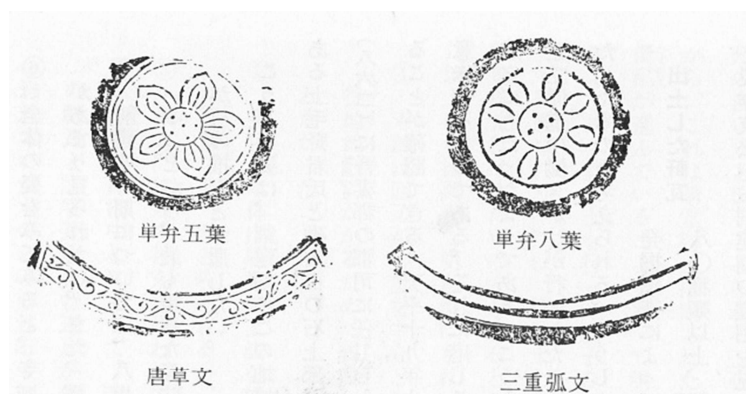


「藪田」(山田郡園田郷)  
 「勢多」「勢」(勢多郡)  
 「山田」(山田郡、山田郷)  
 「多」(多胡郡、片岡郡多胡郷)  
 「佐」(佐位郡)  
 「佐位」(佐位郡佐位郷)  
 「雀」(佐位郡雀部郷)



【図表 6】上野国分寺跡出土の創建造営期の押印瓦



【図表 7】上野国分寺跡出土の創建造営期の軒先瓦

左側：笠懸瓦窯群（みどり市、旧勢多・佐位・新田郡）で造られ、金堂や築垣などで使われたもの。  
 右側：吉井・藤岡地区（旧多胡・緑野郡）の瓦窯で造られ、主に七重塔に使われたもの。

② 上野国分寺の創建造営では、勢多・佐位・山田・新田郡から多量の瓦が提供されていたことがわかりました。また、多胡・緑野郡で造られた軒先瓦も多数提供されていました。これと【史料 1】を併せてみると、碓氷郡の石上部君諸弟が西南部の諸郡、勢多郡の上毛野朝臣足人が中東部の諸郡を統率して、国郡制に則って組織的に対応したと考えることができます。

### (6) 知識の編成

- ① 上野国分寺の創建造営では、佐位郡を例にとると郡・佐位郷・雀部（ささいべ）郷で知識が結成され、瓦の提供に当たっていたとみられます。湊名郷・美侶郷・反治郷もその可能性が高いので、郡全体を挙げての取り組みが進められたと考えることができます。
- ② 正倉院（奈良市）に残る税として収められた布に、提出者と担当国司・郡司の名前が墨書されたものがあり、その一つの天平感宝（勝宝）元年（749）に佐位郡佐位郷の檜前部黒麻呂が提出したのものには、担当した大領として檜前部君賀味麻呂の名が記されています。

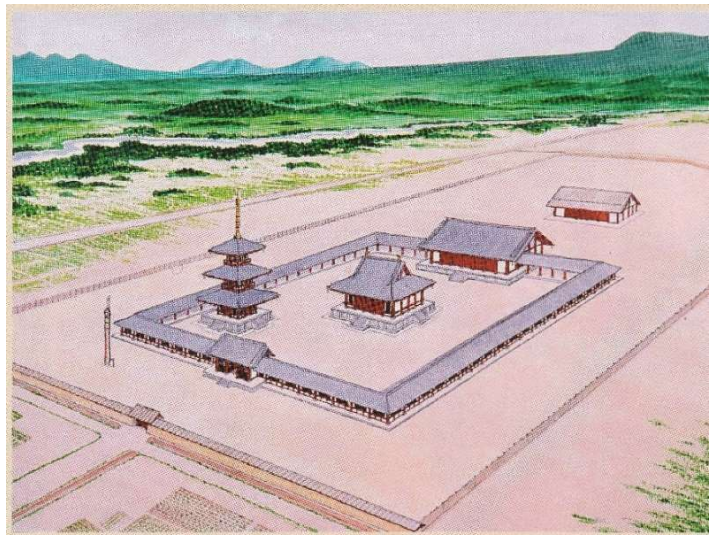
#### 【史料 2】正倉院調庸布墨書銘

「上野国群馬郡□□郷上毛野朝臣甥調布壹端 長四丈二尺 廣二尺四寸 天平十三年十月」  
 「上野国佐位郡佐位郷戸主檜前部黒麻呂庸布壹段 長二丈八尺 廣二尺四寸 天平感宝元年八月  
 主當国司介正六位上勲十二等茂□□□ 郡司大領外檜前部君賀味麻呂」

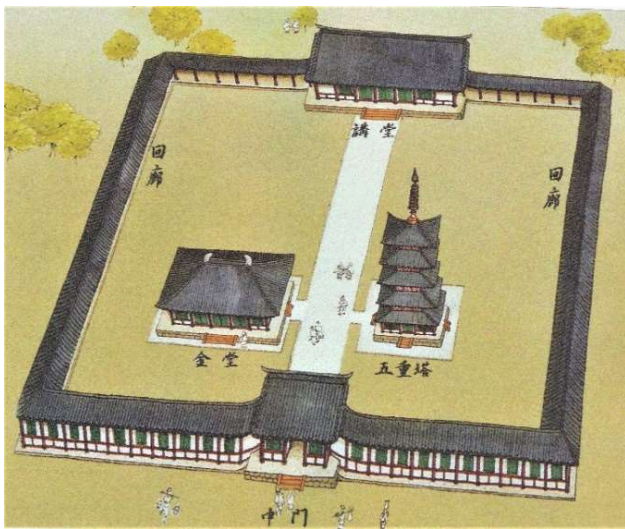
③ 上野国分寺の塔などが完成した 749 年(天平勝宝元)に佐位郡の大領 (首長) として檜前部君氏が居ました。また、741 年(天平 13)に創建の勅が出された時期に、建立場所の群馬郡には上毛野朝臣氏が居たこともわかります。

④ 創建造営では勢多郡少領 (次長) の上毛野朝臣足人の統率の下で、佐位郡では檜前部君賀味麻呂が郡内の人びとを知識にまとめ瓦の提供などに努めたと考えることができます。

⑤ 佐位郡の檜前部君氏と群馬・勢多郡の有力氏族である上毛野朝臣氏は、ともに 7 世紀後半に建立された上植木廃寺 (伊勢崎市) 山王廃寺 (放光寺、前橋市) の造営と運営とに実績があり、中央政府と強いつながりをもっていました。



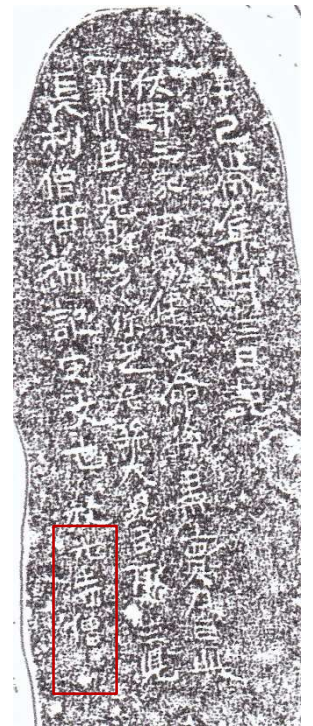
【図表 8】上植木廃寺推定復元図



【図表 9】山王廃寺推定復元図



【図表 10】「放光寺」へラ描き瓦

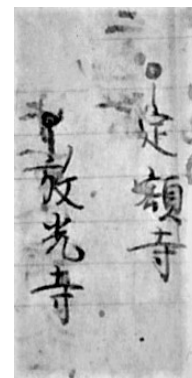


【図表 12】山上碑 (681 年) の「放光寺僧」

⑥ 山王廃寺跡から出土した創建時期の単葉八弁蓮華文の軒丸瓦は八重巻窯跡 (安中市秋間、古代の碓氷郡) で生産され、山王廃寺と同窯群とは平安時代まで関係を保っていたことがわかります。また、上野国分寺に使用されたのと同じ軒瓦が多数に出土しており、修復工事で使われたものとみられます。その中に「放光寺」と描かれた瓦がありました。

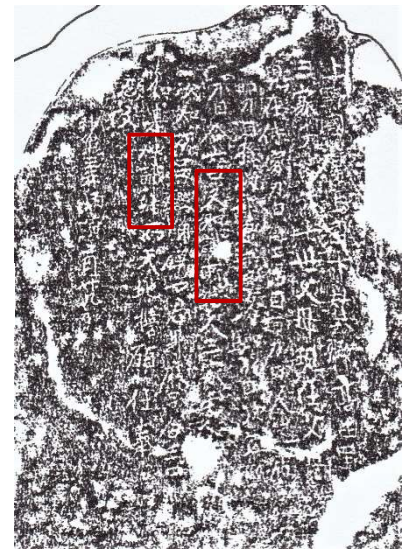
⑦ こうした遺構の様相と出土品から創建は 660~670 頃、廃絶は 10 世紀末期と推定されています。これは 681 年建立の山上碑に「放光寺僧」、1030 年の上野介の交替に際して作成された「上野国交替実録帳」の定額寺項に記載の「放光寺」と時期的な矛盾はありません。

⑧ 碓氷郡の石上部君諸弟は放光寺が建立された群馬郡の上毛野朝臣氏とも連携して、南西部の郡を中心に知識の編成に当たるとみてよいでしょう。



【図表 13】「上野国交替実録帳」定額寺項の「放光寺」

- ⑨ 山上碑に継いで、726年に群馬郡下賛郷高田里の三家子口（一文字判読困難）が建立した金井沢碑は、一族6人と物部氏など関係者3人が知識を結んだことを表明した石文です。
- ⑩ 上野国分寺の状況をみていくと、律令政府は寺院の建立や運営の経験をもつ地方豪族の存在を踏まえて、全国一斉での国分二寺の創建造営を決断したと考えることができます。



【図表 14】金井沢碑（726年）の「知識」

## 5 国分二寺建立の事情

### (1) 律令国家の理念

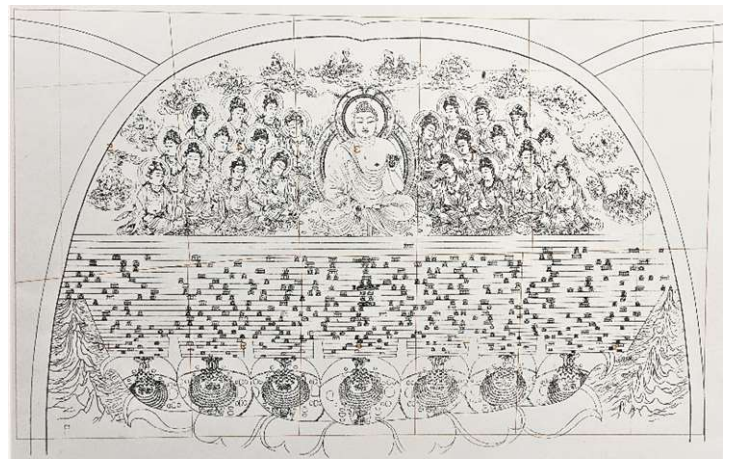
#### ① 「全国土を隙間なく支配する（普天率土）」

中国王朝の皇帝を頂点とする東アジアの冊法（さくほう）体制の中で、安定した一人前の国家として認められるための条件でした。全国土での国郡制の施行や蝦夷の地での律令支配への熱意も、こうした国際秩序を意識しての政策とみることができます。

#### ② 「三宝の威霊に頼る（仏国土確立）」

聖武天皇は、国歌鎮護のために（天皇）自身や人びとが仏法の下で知識となって、東大寺盧舎那大仏の造立に力を注ぐことを求めました（天平15年〈743〉10月辛巳の詔）。盧舎那大仏のもとに在る釈迦如来像を本尊とする国分寺は、1か国でも欠けるとこの仏法世界を実現できないと考えられました。

【図表 15】仏教世界の構造を示す東大寺盧舎那大仏の台座蓮弁の毛彫り。上段中央が釈迦如来坐像。



### (2) 寺院制度の整備

- ① 天平勝宝元年7月に、墾田地所有認可の大小により〈大倭国々分金光明寺（東大寺）—官大寺—諸国分金光明寺（国分寺）—下野薬師寺・筑紫観世音寺（戒壇院）・諸国法華寺（国分尼寺）—定額寺（じょうがくじ）〉と格付けした寺院制度が整備されました。

#### 【史料 3】天平勝宝元年(749)7月乙巳(13日)〔『続日本紀』〕

「定諸寺墾田地限、大安・薬師・興福・大倭国法華寺、諸国分金光明寺々別一千町、大倭国々分金光明寺四千町、元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺々別五百町、諸国法華寺々別四百町、自余定額寺々別一百町」

- ② 筆頭の東大寺を「大倭国々分金光明寺」と称しており、「諸国分金光明寺（国分僧寺）」が官大寺と同格とされていることから、[東大寺—各国々分寺—定額寺]を軸にした[京—国—郡]（【図表 1】）と重なる体系と理解できます。政治の仕組みと一体となった寺院制度＝仏国土を確立して、7月に即位した女帝・孝謙天皇（聖武天皇の娘）による政治を支える体制を強めたとみることができます。
- ③ この寺院制度の整備は、同年5月・閏5月の上野国などで堂塔の完成（【史料 1】）を得て、全国土での国分寺建立の目途がついたとの判断によるものと考えます。

## 6 国分二寺の運営

### (1) 国分寺の維持管理

#### ① 資財帳の整備と報告（天平宝字8年〈764〉11月11日の太政官符）（『類聚三代格』）

**方針：**各国分寺はその年に造ったもの、その費用を政府に報告するように決めました。

**対策：**国分寺は所有する建物・仏像・經典・仏具などを記した資財帳（財産台帳）を作成し、毎年政府に提出することが制度化されていたのがわかります。これによって新たに造ったもの、既にあるものの修理についても政府へ報告していました。

#### ② 創建造営と維持管理が並存（天平神護2年〈766〉8月18日の）の太政官符（『類聚三代格』）

**現状：**先に造り終えた塔・金堂などに朽損が生じ、放置すると傾き落ちる状態がありました。この頃には多くの国分僧寺の塔・金堂が出来ていたこと、早くもそれらに損壊が生じていたことが窺えます。

**対策：**造寺料（創建造営用の財源）を用いて修理すること命じており、未だに創建造営が続いていたことが窺えます。国分寺の堂塔などは新設工事だけでなく、その後の維持管理が大きな負担となっていました。

#### ③ 修理手続きの策定（弘仁4年〈813〉9月23日の太政官符）（『類聚三代格』）

**方針：**官舎（役所などにある公の施設）・国分寺などは、破損が生ずるごとに修理することが定められていました。

**現状：**退任する国司は修理のための既に財源をもっていない、新任の国司は自分の責任ではないと主張し合って、修理が行われず破損がますます広がる状況にありました。

**対策：**国司の交替に当たっては、先ず新任者が修理を行い、その費用は前任者の給与から徴収し、それが不足の場合には私物から補填することにしました。その後の史料をみると、この対策も十分には機能せず、国分寺の施設や資財の破損は進行していった。

### (2) 上野国分寺の運営

#### ① 上野国分寺跡から出土した瓦

発掘調査で出土した修繕に使用された瓦には、提供者（知識）の名前や居住地が書かれたものが多数みられます。

#### 【図表 16】 上野国分寺跡出土の文字瓦

「山物部子□（成）」（多胡郡山字郷の物部子成）

「山物部乙麻呂」（同 物部乙麻呂）

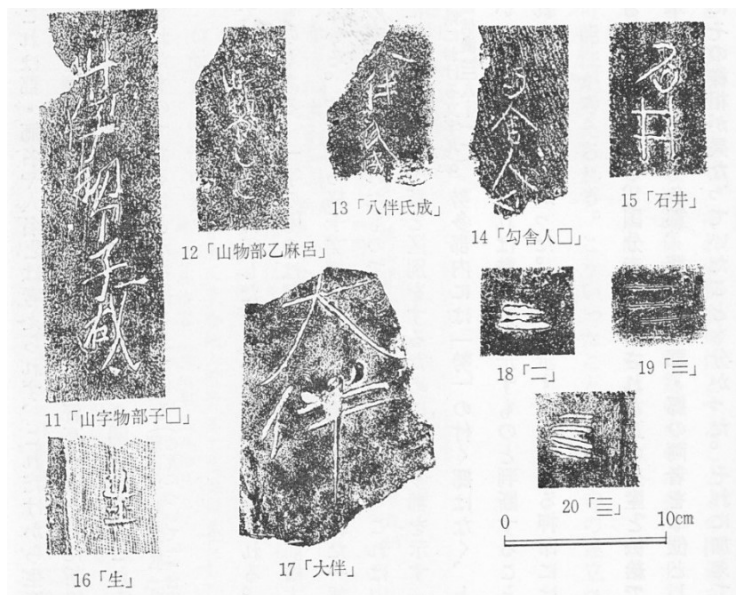
「八伴氏成」（多胡郡八田郷の伴氏成）

「勾舎人□」（緑野郡カ）の勾舎人□

「石井」（碓氷郡の石井郷）

「生」（壬生氏、群馬・甘楽郡カ）

「大伴」（大伴氏か多胡郡大家郷の伴氏）



② 地名の多くは多胡郡のもので、緑野・碓氷郡が少数混じっています。人名には多胡郡の物部氏・伴氏、緑野郡とみられる勾舎人氏、群馬または甘楽郡とみられる壬生氏などがあります。高崎市吉井町多比良の滝の前瓦窯などで、軒先瓦を含めた修理用の瓦が生産されていました。

③ 運営で大きな比重を占める修繕に、金井沢碑に「知識」とみえる物部氏を含む創建造営にかかわった南西部の郡の人々によって担われていたことがわかります。